

香川県条例第21号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
(病院事業の設置)		(病院事業の設置)																	
第1条 略		第1条 略																	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）																	
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">規 模</th></tr><tr><th colspan="2">診 療 科 目</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">香川県立 白鳥病院 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、<u>泌尿</u> <u>器科</u>、眼科、リハビリテーション科、放射線科、 麻酔科</td></tr></tbody></table>		規 模		診 療 科 目		略		香川県立 白鳥病院 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、 <u>泌尿</u> <u>器科</u> 、眼科、リハビリテーション科、放射線科、 麻酔科		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">規 模</th></tr><tr><th colspan="2">診 療 科 目</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">香川県立 白鳥病院 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科</td></tr></tbody></table>		規 模		診 療 科 目		略		香川県立 白鳥病院 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	
規 模																			
診 療 科 目																			
略																			
香川県立 白鳥病院 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、 <u>泌尿</u> <u>器科</u> 、眼科、リハビリテーション科、放射線科、 麻酔科																			
規 模																			
診 療 科 目																			
略																			
香川県立 白鳥病院 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科																			
規模欄の内容は、計画中のものを含む。		規模欄の内容は、計画中のものを含む。																	

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。